

スポーツへのユニバーサルアクセス — 諸外国の制度と最新動向 —

スポーツを観る機会の確保及びスポーツ放映に関する検討会（第2回）

令和8年6月10日（水）

専門分野

- メディア産業論、メディア政策論
- 地域メディア、デジタルメディア、動画配信サービス

略 歴

- 2015～現在 一般財団法人マルチメディア振興センター
- 2017 博士（慶應義塾大学・政策メディア）取得
- 2017～2020 東京都市大学 非常勤講師
- 2021～現在 慶應義塾大学大学院 非常勤講師

主な業績

研究報告

- Regulatory Discussions on Local Content Contribution: Responses to the rise of global video streaming giants, *IGF 2023*.
- American Streaming Giants in Japan: Policy and Business Implications, *PTC 2023*.
- Are Japanese Cutting the Cord? Evidence from a National Survey, *PTC 2021*. 等

著書

- 『放送制度の新たな展開』 2026, 中央経済社, 共著.
- 『情報通信産業の構造変容』 2022, 白桃書房, 共著.
- 『*Perspectives on the Japanese Media and Content Policies*』 2020, Springer, 共著.
- 『メディア・ローカリズム』 2019, 中央経済社, 共著.
- 『東アジアのケーブルテレビ』 2019, 中央経済社, 単著. 等

受賞

- 「KDDI Foundation Award 2024」貢献賞



米谷 南海
(よねたに なみ)

上級研究員

一般財団法人
マルチメディア振興センター

報告内容

1. スポーツへのユニバーサルアクセスとは？
2. 諸外国におけるユニバーサルアクセス制度

報告内容

1. スポーツへのユニバーサルアクセスとは？
 - スポーツへのユニバーサルアクセス
 - ユニバーサルアクセス制度の導入状況
 - ユニバーサルアクセス制度の特徴
2. 諸外国におけるユニバーサルアクセス制度

スポーツへのユニバーサルアクセス

- 1950年代の英国で「スポーツへのユニバーサルアクセス」という政策理念が確立。
- 統一的な定義はないが、**国民的関心の高いスポーツ行事について、追加的な経済的負担なく、全国あまねく視聴可能であることを確保する政策理念**として理解されている。

情報へのユニバーサルアクセス

誰もが経済的・地理的・技術的な障壁によって排除されることなく、情報を探索し、受領し、伝達する自由を有する。

「世界人権宣言」 1948年 国連総会採択
 第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。



スポーツ分野への理念拡張

スポーツへのユニバーサルアクセス

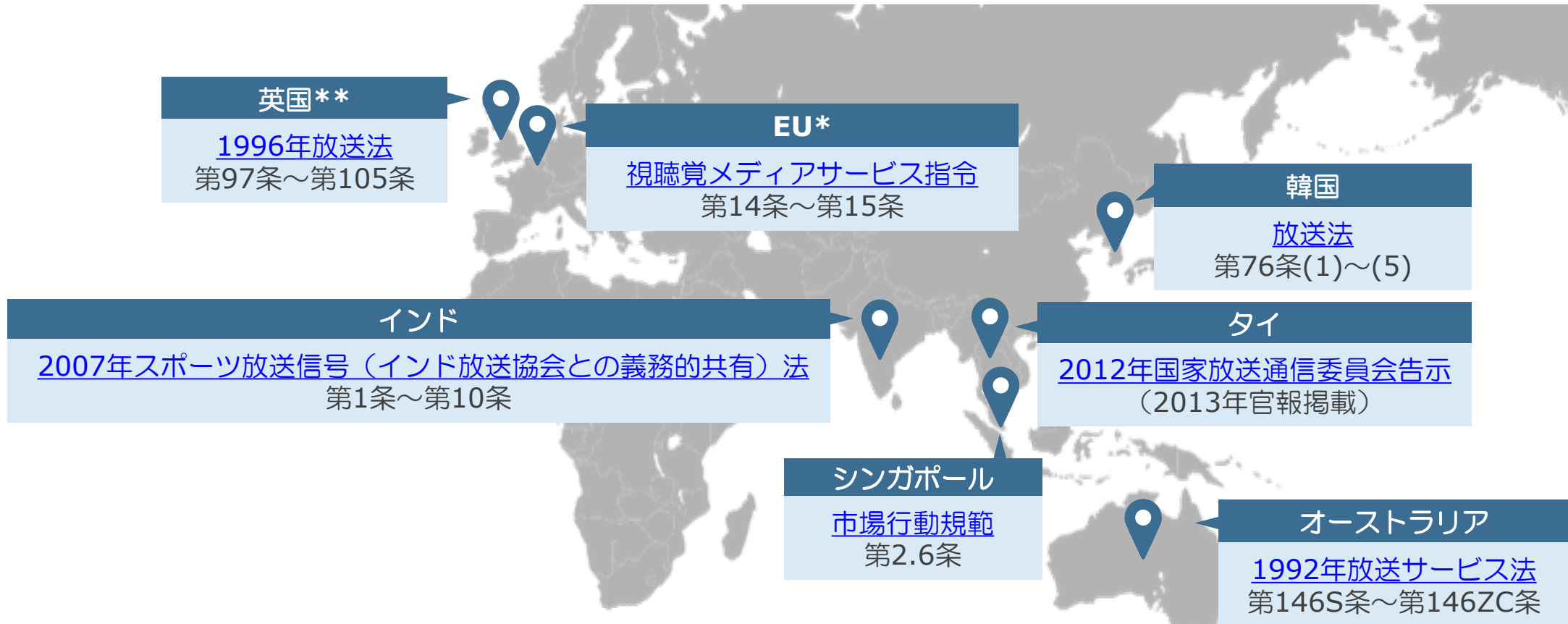
誰もが経済的・地理的・技術的な障壁によって排除されることなく、国民的関心の高いスポーツ行事を視聴する自由を有する。

英国貴族院「1952年放送政策に関する討議」
 「主要なスポーツ行事は国民にアクセス可能なものとされるべきである、という原則を確立したい。これらは放送されるべきであり、技術的な困難が克服できるのであれば、テレビ中継されるべきである」

英国1954年テレビジョン法（現在廃止）
 国民的関心を有するスポーツ等の行事が、特定の放送事業者によって一部の視聴者向けに排他的に放送されることを防ぐため、政府が放送に関する取決めに介入する権限を有することを規定。

ユニバーサルアクセス制度の導入状況

- スポーツへのユニバーサルアクセスを反映した法制度の呼称は各国で異なるが、本報告では便宜上、これらを総称して「**ユニバーサルアクセス制度**」とする。

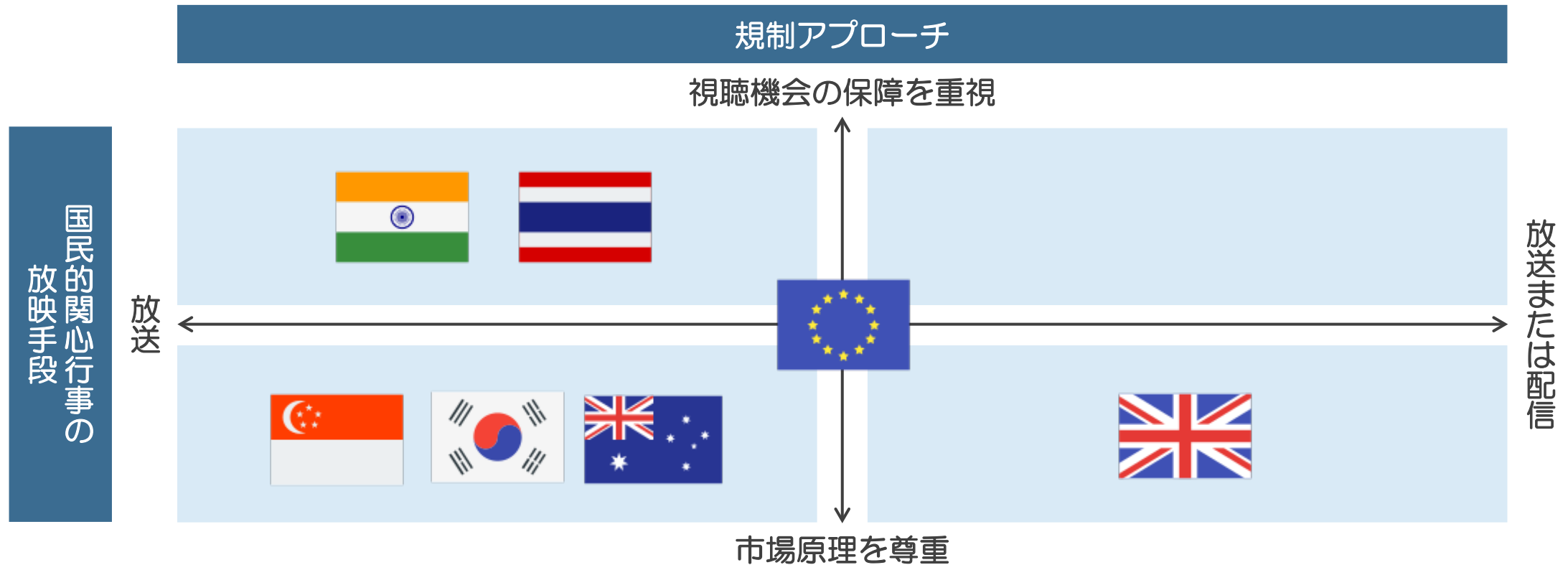


*2025年現在、EU加盟国27か国のうち21か国が制度導入済（残る6か国は未導入）。

**2025年現在、EU非加盟の欧州評議会加盟国19か国のうち、英国を含む11か国が制度導入済（残る3か国は未導入、5か国は不明）。

ユニバーサルアクセス制度の特徴

- 各国制度は共通の理念を掲げつつも、具体的な制度設計はそれぞれに異なる。
- 以下では<規制アプローチ>と<国民的関心行事*の放映手段>を軸に各国制度の特徴を整理した。



*国民的関心行事として、スポーツ行事以外に文化的行事や国家的記念行事等を指定する国も存在する（例：欧州15か国）。

報告内容

1. スポーツへのユニバーサルアクセスとは？

2. 諸外国におけるユニバーサルアクセス制度

- 英国
- イタリア
- 韓国
- タイ
- 米国



英国：ユニバーサルアクセス制度の導入経緯

- 地上商業放送の導入に伴う放映権獲得競争と権利の囲い込みへの警戒（特に全国ネットワークを持たない商業放送が国民的関心行事の放映権を排他的に取得した場合、当該行事を視聴できない国民が生じるおそれがあったこと）から、**1954年**に制度が導入された。
- **2024年**には、**動画配信の普及に対応する形で制度改正**が行われた。

1937 公共放送BBCによるテレビ放送でのスポーツ放映開始

1954 **1954年テレビジョン法 第7条（現在廃止）**

- ・スポーツへのユニバーサルアクセスを同法に反映
 - ・地上商業放送の開始に先立ち、放映権の排他的取得を防止する規定を制定
- ※同法制定時の議会審議では、地上商業放送ITVが採算性の観点から全国的サービスの提供に消極的となる可能性が指摘された。
 ※1955年時点の人口カバー率はBBCが約95%、ITVが約24%であった。

1984 **1984年ケーブル・放送法 第14条（1990年放送法 第182条に継受、現在廃止）**

- ・ペーパービュー放送を放映権排他的取得防止規定の対象に追加

1996 **1996年放送法 第97条～第105条**

- ・定額制有料放送を放映権排他的取得防止規定の対象に追加

1984年以降に現行制度の基盤が築かれた。

- ・1984年：担当大臣による国民的関心行事の一覧作成
- ・1998年：国民的関心行事のグループA/Bへの分類

2024 **1996年放送法 第97条～第105条（2024年メディア法により改正）**

- ・動画配信を放映権排他的取得防止規定の対象に追加



英国：ユニバーサルアクセス制度の概要

- 新制度では、国民的関心行事を無料放送のみならず無料動画配信でも放映可能に。
- 新制度は、**2026年夏**に施行される予定（行動規範案等は**2026年1月**に公表済）。

ユニバーサルアクセス制度の概要

国民的関心行事の指定方法		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化・メディア・スポーツ大臣が国民的関心行事を指定する権限を有する。 ◆ 行事指定時には、同大臣、公共放送事業者、通信庁、放映権元による事前協議の実施が義務付けられる。 ◆ 当該行事の削除や追加は、政府、議会、一般公衆等が随時提案することができる。
国民的関心行事の分類	グループA	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 無料放送／動画配信サービスを提供する公共サービス放送事業者（PSB）に放映権取得機会を保障する。 ◆ PSBが取得を見送り、かつ通信庁の事前同意を得られた場合に限り、その他の放送／動画配信事業者による独占放映が認められる。
	グループB	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 無料放送／動画配信サービスを提供するPSBに二次利用権を付与し、かつ通信庁の事前同意を得られた場合に限り、その他の放送／動画配信事業者による独占放映が認められる。

公共サービス放送事業者（PSB）とは？

公益目的の番組提供や
世帯カバー率98.5%以上の確保などの
公共的義務を負う放送事業者

公共放送BBC

公共放送S4C

非営利放送Channel4

商業放送ITV

商業放送Channel5

- ◆ 国民的関心行事の放映権を落札したPSBは、自社の無料放送チャンネルまたは無料動画配信サービスを用いて放映を行う。



英国：グループA行事（単一競技行事）の放映権



	事業者Ⅰ* 無料放送や無料動画配信 を提供するPSB	事業者Ⅱ* 左記以外の 放送・動画配信事業者	通信庁による 承認／事前同意
放映権① (排他的取得)	— (放映権なし)	放映権①	契約無効
放映権②・③の 範囲が同一である場合**	放映権②	放映権③	自動承認
放映権④・⑤の 範囲が同一でない場合	放映権④	放映権⑤	通信庁の事前同意が必要 (事業者Ⅰ・Ⅱが公正かつ合理的 な条件下で取得機会を得ていたこと 等を確認した上で同意を付与)
放映権⑥ (単独取得)	— (契約権なし)	放映権⑥	

*事業者Ⅰ・Ⅱを入れ替えても規律の構造は変わらない。

**二つ以上のサービスの権利範囲を合算したものを放映権②とし、その範囲が放映権③の範囲と同一である場合も自動承認される。



英国：グループA行事（複数競技行事）の放映契約



	事業者Ⅰ*	事業者Ⅱ*	通信庁による承認／事前同意
放映権① (排他的取得)	— (契約なし)	放映権①	契約無効
放映権②が 「十分な生中継権」 を有する場合**	放映権②	放映権③	自動承認
放映権④が 「十分な生中継権」 を有しない場合	放映権④	放映権⑤	通信庁の事前同意が必要 (事業者Ⅰ・Ⅱが公正かつ合理的な条件下で取得機会を得ていたこと等を確認した上で同意を付与)
放映権⑥ (単独取得)	— (契約なし)	放映権⑥	

*事業者Ⅰ・Ⅱを入れ替えても規律の構造は変わらない

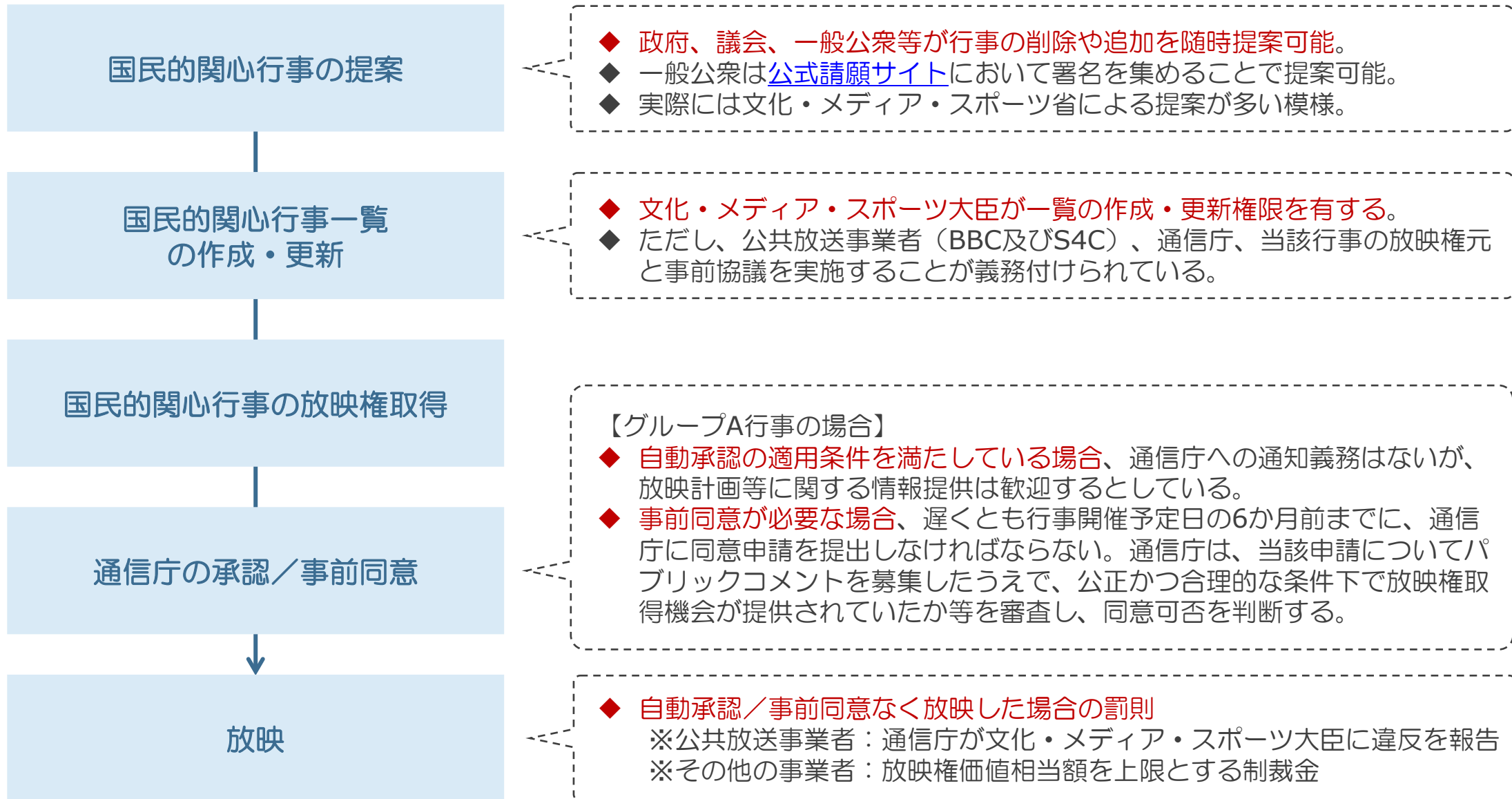
**二つ以上のサービスの権利範囲を合算して放映権②とし、それが「十分な生中継権」を有する場合も自動承認される。

「十分な生中継権」とは、以下の要件を満たす権利をいう。

- ◆ 当該行事の二つ以上の部分（競技や式典等）をいつでも同時放映可能であること
- ◆ 二つ以上の部分の同時放映について...①放映内容や時間帯について裁量権があること、②放送と動画配信の双方で放映可能であること、③見逃し視聴機能の提供が可能であること 等



英国：制度手続きの大まかな流れ





英国：国民的関心行事の一覧

- 国民的関心行事の指定基準やグループA/Bの分類基準は、法的に明記されていない。
- ただし<国民全体の関心の高さ>や<国民の団結促進>が重視される。

グループA

- ◆ オリンピック
- ◆ パラリンピック
- ◆ FIFA W杯 本大会
- ◆ FIFA 女子W杯 本大会
- ◆ UEFA欧州選手権 本大会
- ◆ UEFA欧州女子選手権 本大会
- ◆ FA杯 決勝戦
- ◆ スコティッシュFA杯 決勝戦
- ◆ グランドナショナル
- ◆ ウィンブルドン選手権 決勝戦
- ◆ ラグビーW杯 決勝戦
- ◆ ダービー
- ◆ ラグビーリーグ チャレンジ杯 決勝戦

グループB

- ◆ クリケット テストマッチ 英国開催戦
- ◆ ウィンブルドン選手権 決勝戦以外
- ◆ ラグビーW杯 決勝戦を除く本大会
- ◆ シックスネイションズ 英国代表戦
- ◆ コモンウェルスゲームズ
- ◆ 世界陸上競技選手権大会
- ◆ クリケット W杯 決勝戦/準決勝戦/英国代表戦
- ◆ ライダーカップ
- ◆ 全英オープン

※直近ではグループAに以下のスポーツ行事が追加された。

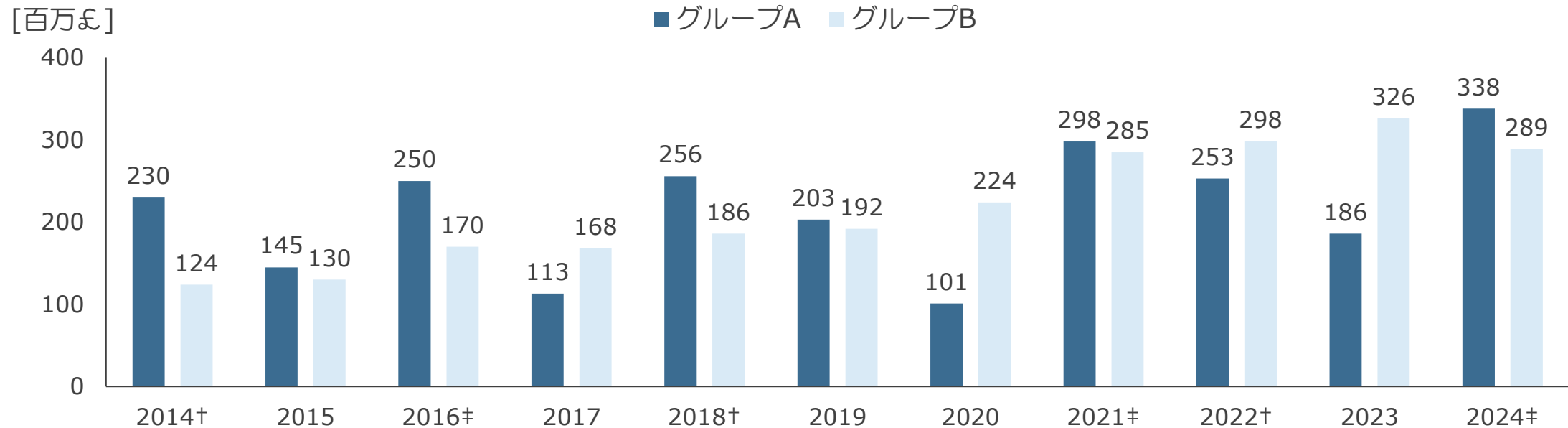
- パラリンピック（2022年1月）
- FIFA 女子W杯 及び UEFA欧州女子選手権（2022年4月）



英国：国民的関心行事の放映権料

- 国民的関心行事の放映権料は上昇傾向にあるものの、権利の排他的取得が認められていないためプレミアム価格が付きにくく、一定の価格抑制効果が見込まれる。
- ただし、スポーツ団体の放映権収入や商業的自由を制約しているとの指摘もある。
例：UEFA対欧州委員会事件（C-201/11 P：2013年7月18日判決）

国民的関心行事の放映権料の推移



†：FIFA W杯開催年（グループA行事）

‡：夏季オリンピック、UEFA欧州選手権開催年（ともにグループA行事）



イタリア：ユニバーサルアクセス制度の概要

- EU「国境のないテレビ指令」に基づき、**1998年**に制度が導入された。
- **2021年**の制度改正に伴い、**25年**に国民的関心行事が、**26年**に実施規則が見直された。

ユニバーサルアクセス制度の概要

<p>国民的関心行事の指定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業・メイドインイタリア省が、通信規制庁との協議の上、国民的関心行事を指定する権限を有する。 ◆ 当該行事一覧は同省政令によって公布され、欧州委員会にも通知される。
<p>国民的関心行事の放映手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民的関心行事は「適格視聴覚メディアサービス」で放映されるものとする。 ◆ 適格視聴覚メディアサービスとは、追加料金なしで視聴できる無料チャンネルを通じて、人口の80%以上に番組を届けることができるリニア視聴覚メディアサービスを指す。地上放送が該当する。 ◆ <u>非適格視聴覚メディアサービス事業者が当該行事の放映権を取得した場合は、公正かつ合理的で差別的でない市場条件の下で、権利の再許諾を提案しなければならない。</u>ただし、適格事業者の申込みがない場合は、非適格事業者が自らのサービスで権利を行使することができる。

国民的関心行事の指定基準

以下の4つの条件のうち2つ以上を満たすもの。

- 当該行事及びその結果が、イタリアにおいて特別かつ広範な反響を呼び、当該行事を通常視聴する層以外の人々の関心も引くこと。
- 当該行事が国民から広く認知されており、特別な文化的重要性を有し、かつイタリアの文化的アイデンティティを促進する働きを有すること。
- 当該行事が、特定の競技におけるイタリア代表チームの参加する主要な国際大会に関係すること。
- 当該行事が従来から無料放送で放映され、かつイタリアにおいて多数の視聴者を集めてきたこと。

イタリア：国民的関心行事の一覧（1）

- 国民的関心行事には、スポーツ行事と文化的行事が含まれる。
- 放送事業者は、大部分の行事について放映方法を自ら決定することができる。

スポーツ行事	オリパラ	<ul style="list-style-type: none"> • 夏季／冬季オリンピック大会 • 夏季／冬季パラリンピック大会
	サッカー	<ul style="list-style-type: none"> • <u>FIFA W杯 決勝戦及び全代表戦</u> • <u>UEFA欧州選手権 決勝戦及び全イタリア代表戦</u> • 全公式イタリア代表戦（ホーム及びアウェイ） • イタリア代表が出場するUEFAチャンピオンズリーグ及びヨーロッパリーグの決勝戦及び準決勝戦 • イタリア代表が出場するUEFAカンファレンスリーグの決勝戦及び準決勝戦 • コッパ・イタリア 決勝戦 • スーペルコッパ・イタリアーナ 決勝戦
	ラグビー	<ul style="list-style-type: none"> • イタリア代表が出場するシックスネ이션ズの試合 • イタリア代表が出場するラグビーW杯の決勝戦及び準決勝戦

次スライドに続く

※「FIFA W杯 決勝戦及び全代表戦」及び「UEFA欧州選手権 決勝戦及び全イタリア代表戦」は全編生中継される。それ以外の行事については、テレビ放送事業者が放映方法を決定することができる。すなわち、当該行事は無料地上放送で、生中継又は録画中継により、全編又は一部が放送される。



イタリア：国民的関心行事の一覧（2）

スポーツ行事	テニス	<ul style="list-style-type: none"> イタリア代表が出場するデビス杯及びビリー・ジーン・キング杯の決勝戦及び準決勝戦 イタリアの選手が出場するイタリア国際テニス選手権の決勝戦及び準決勝戦 イタリア代表が出場するユナイテッド杯の決勝戦及び準決勝戦 イタリアの選手が出場するグランドスラムの決勝戦及び準決勝戦 イタリアの選手が出場するATP/WTAファイナルズ及びATP/WTAマスターズ1000の決勝戦及び準決勝戦
	ロード サイクル	<ul style="list-style-type: none"> ジロ・デ・イタリア ツール・ド・フランスのうちイタリアで開催されるステージ UCIロードサイクリング世界選手権
	その他	<ul style="list-style-type: none"> イタリア代表が出場する世界バスケットボール選手権の決勝戦及び準決勝戦 イタリア代表が出場する世界水球選手権の決勝戦及び準決勝戦 イタリア代表が出場する世界バレーボール選手権の決勝戦及び準決勝戦 イタリアで開催される又はイタリアの選手が出場する世界陸上競技選手権大会の決勝戦 イタリアで開催される又はイタリアの選手が出場する世界水泳選手権の決勝戦 イタリアで開催される又はイタリアの選手が出場する世界体操選手権の決勝戦 イタリアで開催される又はイタリアの選手が出場する世界フェンシング選手権の決勝戦 イタリアで開催される又はイタリアの選手が出場する世界スケート選手権の決勝戦 イタリアで開催される又はイタリアの選手が出場する世界アルペンスキー選手権の決勝戦 イタリアで開催されるF1グランプリ イタリアで開催されるMotoGPロードレース
文化的行事	音楽	<ul style="list-style-type: none"> サンレモ音楽祭 ユーロビジョン・ソング・コンテスト 最終夜 ミラノ スカラ座におけるオペラシーズン 開幕公演 ナポリのサン・カルロ劇場におけるオペラシーズン 開幕公演 ヴェネツィア フェニーチェ劇場における大晦日コンサート

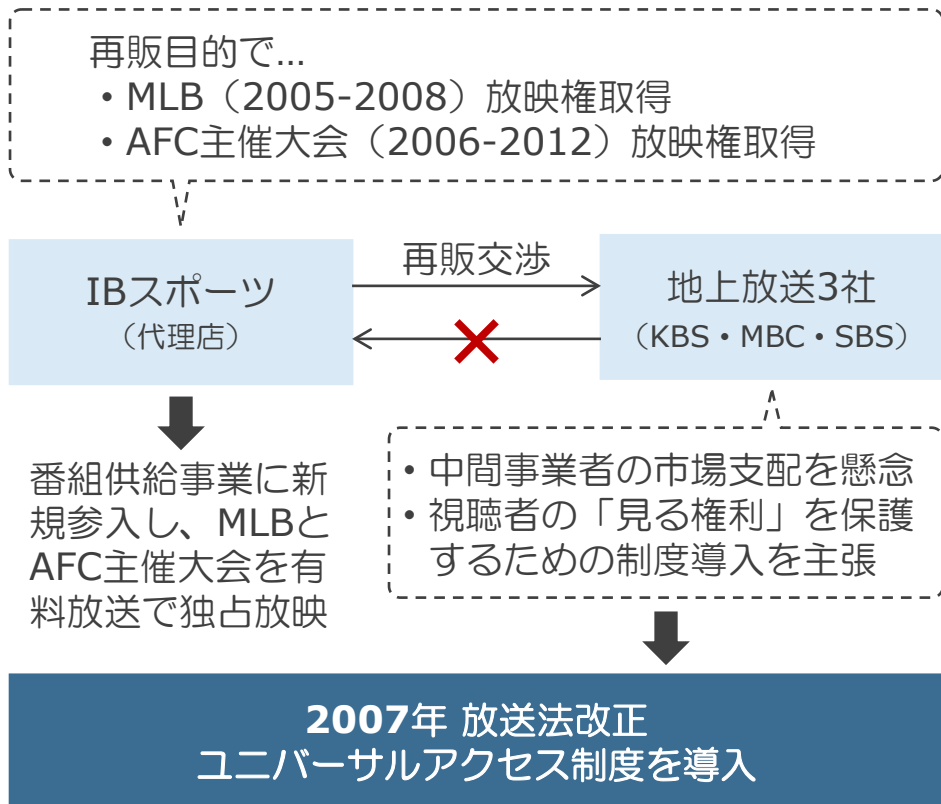


韓国：ユニバーサルアクセス制度の概要



- 地上放送事業者の問題提起を受けて**2007年**に制度が導入された。
- 国民的関心行事は、一定の視聴可能世帯割合を満たす<放送手段>で提供される。

ユニバーサルアクセス制度の導入経緯



ユニバーサルアクセス制度の概要

国民的関心行事の指定方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放送メディア通信委員会が国民的関心行事を指定する権限を有する。 ◆ 国民的関心行事を指定する際には、普遍的視聴権保障委員会による審議を実施するほか、文化体育観光部長官・放送事業者・視聴者の意見を聴取しなければならない。 ◆ 当該行事の見直しは3年ごとに実施される。
国民的関心行事の分類	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全世帯の90%以上が視聴可能な放送手段*で放映されるべき行事 ◆ 冬季・夏季オリンピック、FIFA W杯（成人男女韓国代表戦）
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全世帯の75%以上が視聴可能な放送手段で放映されるべき行事 ◆ 夏季・冬季アジア競技大会、WBC（韓国代表戦）、AFC・EAFF主催大会（成人男子韓国代表戦）、AFC・EAFF間評価試合（成人男子韓国代表戦）

*全世帯の90%以上が視聴可能な放送手段：制度導入当時は地上放送のみが該当したが、2013年以降は有料放送もこれに該当する（2025年の有料放送加入率は91.4%）。



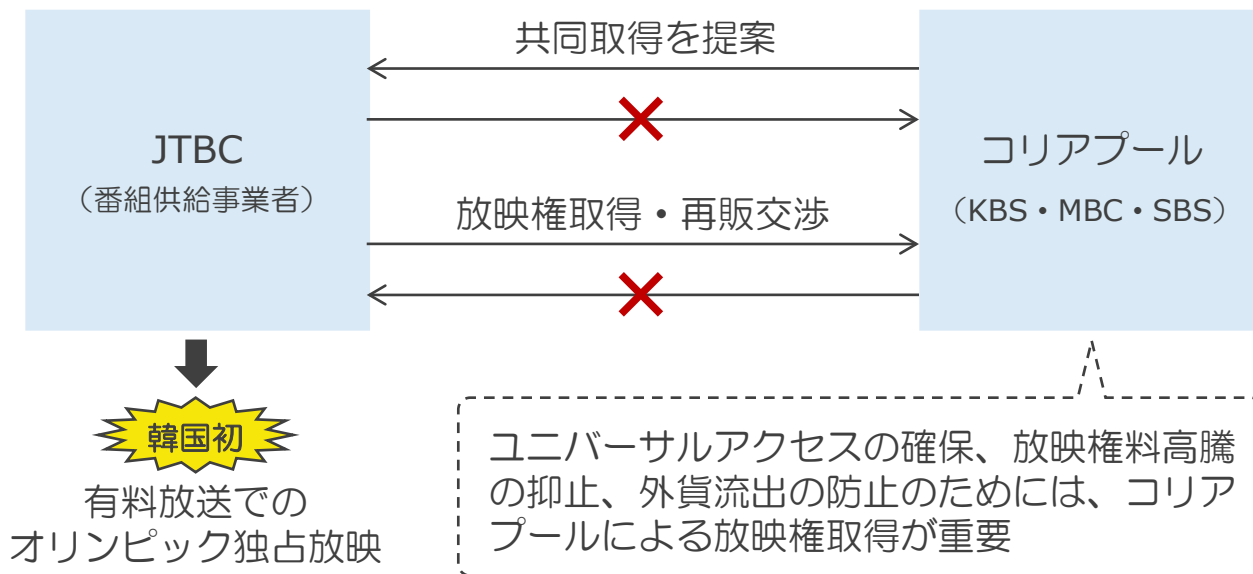
韓国：ミラノ五輪を契機とする制度改革議論（1）



- ミラノ五輪は、五輪大会が有料放送で独占放映された韓国初の事例となった。
- これを契機に地上放送での放映確保に向けた制度改革議論が活発化している。

制度改革議論の経緯

オリンピック（2026-2032）放映権、FIFA W杯（2026-2030）放映権



現行制度における再販交渉規定

再販価格	放送事業者は、他の放送事業者に放送番組を供給するときは、 公正かつ合理的な市場価格 で差別なく提供しなければならない。
共同契約勧告	放送メディア通信委員会は、国民的関心行事に対するユニバーサルアクセスを保障し、放映権市場の過度な競争を防止するために、放送事業者等に共同契約を 勧告 することができる。
順次編成勧告	（国民的関心行事が複数の放送事業者によって放映される場合）放送メディア通信委員会は、放送事業者にチャンネル別・媒体別に「 順次編成 （=時間帯や競技を分担して順番に編成すること）」が効率的になされるよう 勧告 することができる。

2026年2月 放送メディア通信委員会
地上放送での放映を担保するため制度改革を実施する方針

- ◆ 再販価格に上限を設ける？
- ◆ 共同契約勧告に法的拘束力を持たせる？ 等



韓国：ミラノ五輪を契機とする制度改正議論（2）



韓国放送協会の声明発表

韓国放送協会	地上放送3社の業界団体
声明発表日	2026年3月10日
政府及び国会への要請	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放映権料の「合理的負担枠組」の整備 ◆ 財源支援策の検討 ◆ コリアプールの拡張 ◆ 地上放送3社の優先的交渉権の導入

성명서

올림픽·월드컵 중계권료의 합리적인 부담 구조와 정책 지원이 핵심입니다 2026-03-10

▲ [한국방송협회 성명서] 올림픽·월드컵 중계권료의 합리적인 부담 구조와 정책 지원이 핵심입니다.pdf (67.6K) © 2026.03.10 16:11

올림픽·월드컵 중계권료의 합리적인 부담 구조와 정책 지원이 핵심입니다

KBS·MBC·SBS 지상파 3사는 지난 수십 년간 올림픽·월드컵 등 세계적 스포츠 이벤트를 국민에게 생생하게 전달하는 것을 중요한 공적 책무로 여겨왔습니다. 대한민국 스포츠 역사의 순간마다 지상파 방송이 함께 해 왔으며, 앞으로도 5천만 국민이 하나가 되는 감동과 환희의 순간을 국민과 함께 나누고자 하는 그 의지에는 한 치의 변함이 없습니다.

하지만 2019년 종합편성채널 JTBC가 지상파 3사의 코리아홀 협상단 참여 제의를 거절하고 단독으로 고액 입찰에 나서 독점 중계권을 확보했습니다. 이로 인해 기존의 중계권 질서는 크게 흔들렸고, 그 여파는 지금까지도 해결하기 어려운 구조적 혼란으로 이어지고 있습니다.

이를 바로잡을 기회가 없었던 것은 아닙니다. JTBC가 독점 중계권 확보를 추진하던 당시에 보편적 시청권 제도를 통한 시의적절한 정책적 개입이 있었다면 오늘과 같은 혼란은 상당 부분 방지될 수 있었을 것으로 보입니다. 당시 JTBC는 "TV를 시청하는 96.7%가 JTBC의 가시청 가구에서 법정이 정한 보편적 시청권 기준을 넘어서고 있다"고 밝혔고, 중앙그림 신년사를 통해선 '올림픽 단독 중계 계획'을 공개적으로 언급하기도 했습니다.

한국방송협회(이하 '협회')는 2019년 6월 성명을 통해 JTBC의 올림픽 중계권 단독 확보 시도가 막대한 국부유출, 중계방송의 품질 저하까지 초래할 수 있다는 점을 우려하며 정부의 신속하고 현명한 대응을 요청한 적이 있습니다. 그러나 별다른 제도적 대응 없이 7년이 지났고, 당시 제기된 우려는 현실로 나타나고 있습니다.

放送法一部改正法案の発議

法案	第2217305号
発議者	キム・ヒョン議員（共に民主党）
発議日	2026年3月6日
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放映手段の定義を「追加的な費用負担なくリアルタイムで視聴できる放送手段」に変更。 ◆ 特に重要な国民的関心行事については「<u>テレビ所有世帯の95%以上の放送手段</u>」を確保し、<u>KBSやMBCによる放映を含めなければならない。</u>

法案	第2217544号
発議者	シン・ソンボム議員（国民の力党）
発議日	2026年3月17日
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放映手段の定義を「追加的な費用負担なくリアルタイムで視聴できる放送手段」に変更。 ◆ 原則として、放送メディア通信委員会が承認する「<u>共同交渉団</u>」が国民的関心行事の放映権を購入する。

等



タイ：ユニバーサルアクセス制度の概要

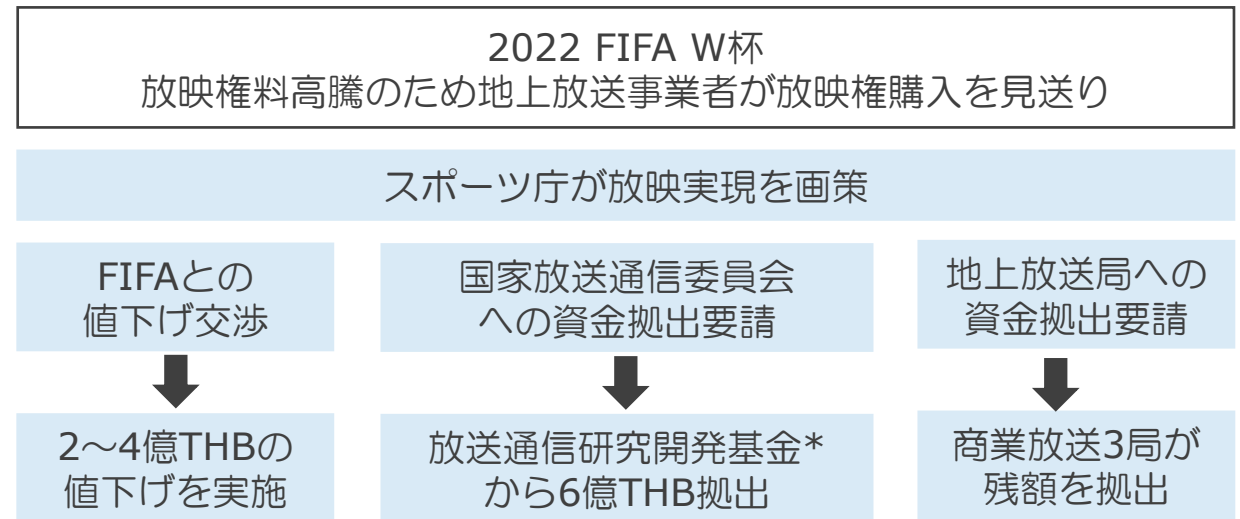
- **2012 UEFA**欧州選手権の放映権運用を巡る問題が一因となり、**2012年**に制度導入。
- **2022 FIFA W杯**では公的資金によって放映権料が補填され、批判が相次いだ。

ユニバーサルアクセス制度の概要

<p>国民的 関心行事 の指定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国家放送通信委員会が国民的関心行事を指定する権限を有する。 ◆ 当該行事の選定基準や手順は条文化されていないが、告示策定の一般的続きとして、利害関係者や一般公衆への事前の意見聴取が義務付けられている。
<p>国民的 関心行事 の放映手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民的関心行事は「一般テレビサービス」でのみ放映が可能。 ◆ 一般テレビサービスとは、一般的に利用可能な周波数を使用する、サービスへのアクセスに制限がないテレビ放送サービスを指す。地上放送が該当する。 ◆ 東南アジア競技大会、ASEANパラ競技大会、アジア競技大会、アジアパラ競技大会、オリンピック、パラリンピック

*マストキャリアー規則（[2012年国家放送通信委員会告示](#)）が併せて導入されたため、有料放送でも当該行事を視聴可能。

公的資金による放映権料の補填



◆ 公的資金による放映権料の補填に対する批判

- ・ タイ代表が不出場の大会への拠出は不適切
- ・ 放映権料高騰の助長、地上放送事業者の自前調達意欲の減退
→2025年5月、FIFA W杯本大会を国民的関心行事から削除



米国：過去のユニバーサルアクセス制度



- 連邦通信委員会（FCC）が1975年に有料放送でのスポーツ放映を制限する規則を発表。
- 控訴裁判所が**憲法修正第1条違反等を理由に規則を無効**とする判断を下し、現在に至る。

反サイフォン規則の発表（1975年）

- ◆ FCCは、有料放送でのスポーツ放映を制限する「反サイフォン規則」を発表。
- ◆ 背景には、1960年代後半から普及し始めた有料放送がその資金力を武器に地上放送からスポーツ放映権を吸い上げる（siphon）ことへの懸念があった。

反サイフォン規則の主な規定

- 過去5年間に地上放送で放映されたスポーツ行事は有料放送で放映することを禁じる。
- 地上放送でのスポーツ放映数を減らす場合は有料放送での放映数も比例して減らす。
- ケーブルネットワーク（番組供給事業者）が番組編成の90%以上を映画やスポーツ番組とすることを禁じる。等

反サイフォン規則の無効化（1977年）

Home Box Office v. FCC

原告	ケーブルネットワークHBO ケーブルテレビ事業の経済的支柱となる可能性が最も高い番組の放送が禁止されれば、FCCの目標であるはずの番組の多様性が損なわれる。
被告	FCC 地上放送で無料放映されていたスポーツ行事が有料放送で放映されるようになることで、一部の視聴者が重要なスポーツ行事にアクセスできなくなる懸念がある。
判決	ワシントンDC巡回区控訴裁判所 以下3点を根拠に反サイフォン規則は無効と判断 <ul style="list-style-type: none"> • 規則はFCCの規制監督権限を逸脱している。 • スポーツ放映が地上放送から有料放送へと移行することで視聴者のスポーツ放映へのアクセスが損なわれるというFCCの主張を裏付ける証拠がない。 • 規則は、地上放送で放映されないであろうスポーツ行事を有料放送で放映することを妨げるものであり、合衆国憲法修正第1条（言論の自由）の下で違憲である。



米国：スポーツ放映を巡る最新議論



連邦通信委員会（FCC）によるパブコメ募集

概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ FCCは2026年2月、放映権市場の変化が消費者や地上ローカル局に与える影響についてパブコメ募集を開始。 ◆ 主な質問事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・放映権市場はどのような変化を遂げているか？ ・放映権市場の変化は消費者にどのような影響を及ぼすか？ ・スポーツ放映媒体の細分化は、地上ローカル局の公益的責務の遂行にどのような影響を及ぼすか？ ・消費者が引き続き無料地上放送でスポーツ放映を視聴できるようにするためにFCCが講じ得る措置は？
主なコメント	<p>【地上放送事業者等】 大手テック企業はスポーツ放映をロスリーダーとして活用している。大手テック企業の動画配信サービスが主な放映手段となれば、<u>消費者の経済的負担が増すだけでなく、地上ローカル局にとって地域報道を支える重要財源である広告収入が減少する可能性がある。</u></p> <p>【全米民生技術協会（テック業界団体）等】 <u>動画配信サービスはスポーツ放映の視聴手段の選択肢を拡大している。</u>消費者は、FCCではなく、自らの判断に基づいて視聴手段を選択すべきである。</p>

司法省によるNFL反トラスト調査（WSJ報道）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2026年4月9日付WSJ報道によれば、司法省はNFLの放映権販売手法が消費者に影響を及ぼしうる反競争的行為に当たるかどうかを検証するため、反トラスト法（独禁法）調査を開始した。 ◆ 反トラスト法上、競合者との共同販売は問題となり得るが、「1961年スポーツ放送法」はプロスポーツリーグによる放映権の一括販売を反トラスト法の適用除外とし、リーグが各チームの放映権を放送事業者に一括販売することを認めている。 ◆ 近年、<u>NFLは放映権を小規模なパッケージに分割し、放送事業者に加え大手テック企業にも販売している。</u>これにより放映媒体の細分化が進み、消費者の負担増が指摘されている。
----	---

下院司法委による「スポーツ放送法」に関する中間報告書

概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下院司法委員会は2026年6月、「1961年スポーツ放送法」に関する中間報告書を公表した。 ◆ 報告書は、<u>NFLが同法による限定的な反トラスト法適用除外を本来の趣旨を超えて利用し、消費者に不利益を与えている可能性がある</u>と指摘している。 ◆ 同委員会の行政国家・規制改革・反トラスト小委員会は、6月10日（米国東部時間）に同法に関する公聴会を開催する予定。
----	--



一般財団法人

マルチメディア振興センター

Foundation for MultiMedia Communications